

講師等特別選考に関する Q&A

勤務経験として数えることができる職

〈Q1〉 昨年度の4月から現在まで、高等学校で実習講師として勤務しており、今年度の4月末をもって勤務経験が13月になります。この勤務経験は講師等特別選考の志願に必要な勤務経験として数えることができますか。

〈A1〉 数えることはできません。勤務経験として数えることができる職は、志願資格にあるとおり、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭）又は山形県内の国立大学法人及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師です。

〈Q2〉 中学校理科教諭を志願したいと考えていますが、小学校の講師としての勤務経験は、在職月数に含まれますか。

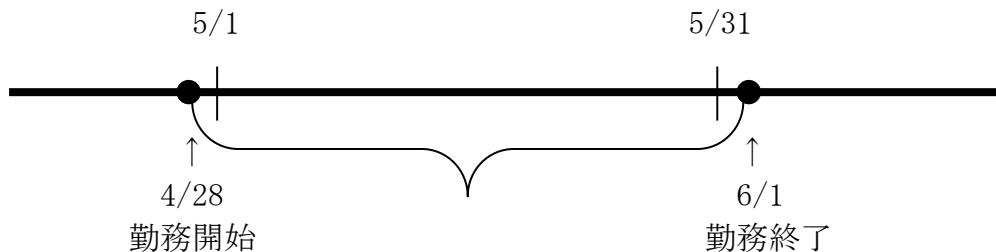
〈A2〉 はい。志願する校種・職とは異なる校種・職であっても、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭）又は山形県内の国立大学法人及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師としての勤務経験であれば、在職月数に含むことができます。

在職月数の考え方

〈Q3〉 その月に1日でも働いていれば1か月と数えていいのですか。

〈A3〉 はい。1か月と数えます。

例えば、次の方は3か月の勤務経験となります。



〈Q4〉 同じ月に、間を空けて勤務しました。この月は、どのように数えればいいですか。

〈A4〉 校種・職が同じであっても異なっていても、1か月（同じ月）と数えます。

（例） 次のような勤務経験の場合、この5月は、継続した1か月と数えます。

